

## 特定生産緑地（三郷市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同条第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

生産緑地 地区番号	位置	特定生産緑地 の面積 m <sup>2</sup>	図面番号
三郷第 2 号	三郷市幸房 地内	801.00	1
三郷第 7 号	三郷市谷中 地内	998.00	2
三郷第 9 号	三郷市新和一丁目 地内	780.00	3
三郷第 65 号	三郷市谷口 地内	115.00	4
三郷第 96 号	三郷市天神一丁目 地内	1,502.00	5

「区域は解除図表示のとおり」

※三郷第74号は、区域変更により、三郷第75号に統合されました。